

自己負担割合	負担区分	要件			
3割	現役並み 所得者Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得が 690 万円以上の後期高齢者医療被保険者がいる方。			
	現役並み 所得者Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が 380 万円以上 690 万円未満の後期高齢者医療被保険者がいる方。			
	現役並み 所得者Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上 380 万円未満の後期高齢者医療被保険者がいる方。			
	【基準収入額適用】 現役並み所得者に該当する方のうち、下記の要件に該当される方は、お住まいの市(区)町村で認定されることで、自己負担割合が1割または2割になります。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>①同一世帯に被保険者が本人のみである場合</th> <th>②同一世帯に被保険者が2人以上いる場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者本人の収入額が 383 万円未満 または 被保険者本人の収入額が 383 万円以上で同一世帯の 70～74 歳の方との収入額の合計が 520 万円未満</td> <td>被保険者全員の収入額の合計が 520 万円未満</td> </tr> </tbody> </table>		①同一世帯に被保険者が本人のみである場合	②同一世帯に被保険者が2人以上いる場合	被保険者本人の収入額が 383 万円未満 または 被保険者本人の収入額が 383 万円以上で同一世帯の 70～74 歳の方との収入額の合計が 520 万円未満
①同一世帯に被保険者が本人のみである場合	②同一世帯に被保険者が2人以上いる場合				
被保険者本人の収入額が 383 万円未満 または 被保険者本人の収入額が 383 万円以上で同一世帯の 70～74 歳の方との収入額の合計が 520 万円未満	被保険者全員の収入額の合計が 520 万円未満				
※「収入額」とは所得を算定するための必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。(退職所得に係る収入金額を除く。)					
※土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合、売却収入は「収入額」に含まれます。					
2割	一般Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の被保険者がいない方、または上記の【基準収入額適用】の要件を満たしお住まいの市(区)町村に申請を行った方のうち、下図フローチャートの判定により対象となった方			
1割	一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の方			
	低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	世帯の全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外の方)			
	低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が 0 円である世帯に属する方(公的年金等控除額を 80 万円とし、給与所得は所得金額調整控除前の金額から 10 万円を控除して計算する。)、または世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者である方。			

- 生年月日が昭和 20 年 1 月 2 日以降の被保険者及び同じ世帯の被保険者で、住民税課税所得が 145 万円以上の被保険者がいるが、被保険者の旧ただし書所得(基礎控除後の総所得金額等)の合計額が 210 万円以下の方は、自動的に 1 割または 2 割負担になります。